

○国立大学法人筑波大学職員職務評価規程

〔平成16年5月27日
法人規程第22号〕

改正 平成16年法人規程第40号
平成17年法人規程第30号
平成18年法人規程第4号
平成18年法人規程第21号
平成18年法人規程第54号
平成19年法人規程第26号
平成20年法人規程第17号
平成20年法人規程第41号
平成20年法人規程第53号
平成21年法人規程第16号
平成24年法人規程第19号
平成24年法人規程第62号
平成25年法人規程第32号
平成26年法人規程第19号
平成26年法人規程第62号

国立大学法人筑波大学職員職務評価規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第105条、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第104条及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第100条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学に勤務する職員（大学教員を除く。以下同じ。）の職務評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 職務評価は、次の各号に掲げる職員について実施する。

- (1) 附属学校教員
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員
- (4) 医療職員
- (5) 技能職員
- (6) 労務職員

2 前項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第26条、附属病院職員就業規則第26条及び附属学校職員就業規則第23条に規定する育児休業を承認された職員に替えて臨時的に任用された者については、職務評価は行わない。

(実施権者)

第3条 職務評価の実施権者は、任命権者とする。

(評価の種類及び実施の日)

第4条 職務評価は、定期評価及び試用期間職務評価とする。

2 定期評価は、毎年10月1日に実施するものとする。

3 実施権者は、前項に規定する定期評価の日に適正な職務評価を行うことができないと認める場合においては、適正な職務評価を行うことができると認める日に定期評価を実施する。

(試用期間職務評価)

第5条 試用期間職務評価は、本部等職員就業規則第7条、附属病院職員就業規則第7条及び附属学校職員就業規則第7条に規定する試用期間中の職員について実施する。

2 試用期間職務評価は、試用期間開始後5か月（附属学校教員については10か月）を経過した日に実施する。

(評価者及び調整者)

第6条 実施権者が職務評価を実施する場合は、評価者及び調整者を指名してこれを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施権者は、特に必要があると認める場合は、評価者又は調整者を変更することができる。

3 評価者は、職員の職務に対する勤務状況を評価し、実施権者に報告するものとする。

4 調整者は、評価者の行った職員の職務評価について調整するものとする。

(評価の方法)

第7条 職務評価は、職名ごとに定めた評価項目等を用いて行う。

(意見の聴取)

第8条 評価者、調整者又は実施権者は、評価を行うに当たって必要と認めるときは、評価を受ける職員の職務の実態をよく把握している者の意見を聴くことができる。

(記録書の提出、保管等)

第9条 評価者は、職務評価を実施したときは、職務評価記録書又は試用期間職務評価記録書（以下単に「記録書」という。）を、実施の後速やかに提出しなければならない。

2 記録書は、当該記録書に係る実施の時期から5年間保存するものとする。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、職員の職務評価に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平16.6.3法人規程40号)

この法人規程は、平成16年6月3日から施行する。

附 則 (平17.3.24法人規程30号)

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平18.2.23法人規程4号)

この法人規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平18.3.23法人規程21号)

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平18.11.20法人規程54号)

この法人規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平19.3.22法人規程26号)

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20.3.13法人規程17号)

- 1 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行に伴う必要な措置については、学長が別に定める。

附 則 (平20.6.12法人規程41号)

- 1 この法人規程は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行に伴う必要な措置については、学長が別に定める。

附 則 (平20.9.19法人規程53号)

- 1 この法人規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行に伴う必要な措置については、学長が別に定める。

附 則 (平21.3.26法人規程16号)

- 1 この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この法人規程の施行に伴う必要な措置については、学長が別に定める。

附 則（平24.3.29法人規程19号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程62号）

- 1 この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学職員職務評価規程の一部を次のように改正する。
別表第1のアイソトープ総合センターの職員の項を削る。

附 則（平25.3.28法人規程32号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程19号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.9.25法人規程62号）

- 1 この法人規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成26年10月1日に実施する職務評定については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学職員職務評価規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。